

4. 猫の保護(愛護)及び管理に関する要綱等の概要

平成22年4月1日時点

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (21年度)
札幌市 (北海道)	ねこの保護及び管理に関する指導要綱 昭和58年4月1日	ねこの保護及び管理に関し必要な事項を定め、ねこの飼育者がねこを適正に飼育管理するとともに、ねこが人に迷惑を及ぼすことのないよう飼育することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の遵守義務 ・指導及び助言 ・繁殖の制限 ・捨てねこの禁止 ・飼養不能・不用ねこの引取り ・ねこの死体収容 ・負傷ねこの保護 	所有権放棄届	人口 約190万人 ねこ引取り 2,044匹 うち引取り(制定時点) 1,915匹
遠別町 (北海道)	遠別町ペットの保護及び管理に関する規則 平成17年4月1日	犬、猫、小鳥、小動物の飼育に関する事項を定めて住民の身体及び財産に対する侵害や迷惑を及ぼすことのないよう、衛生的かつ安全に飼育することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の遵守義務 ・指導及び助言 ・指導員 ・繁殖の制限 ・ねこの捕獲 	なし	人口 0.31万人
新宿区 (東京都)	人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会設置要綱 平成20年1月31日	新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり事業に関する連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)の設置、所掌事務、構成員等について必要な事項を定めることを目的とする。	新宿区、町会役員、地域住民等が、東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づく事業として、地域の活性化、動物に優しい地域の形成等快適な生活環境の保持のために行われる事業を円滑に実施するため、連絡協議会を設置する。		人口 約31.9万人 ねこ引取り 48頭
御蔵島村 (東京都)	御蔵島村動物の愛護及び管理に関する条例 平成20年12月17日	動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定め、動物の適正な取扱いを推進することにより、村民の動物愛護精神の高揚を図り、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するとともに、動物の健康及び安全を保持することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・動物管理基本施策策定(村) ・動物疾病予防等措置(飼主) ・終生飼養(飼主) ・飼犬の係留等義務(飼主) ・猫の繁殖制限義務(飼主) ・哺乳類等飼養登録義務(飼主) 		人口 約300人 ねこ引取り 0頭
青ヶ島村 (東京都)	青ヶ島村ねこの保護管理指導要綱 平成9年1月6日	ねこの保護及び管理の指導に関して必要な事項を定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導、助言 ・登録 ・飼い主の遵守事項 ・野良ねこによる被害の防止 ・飼育不能のねこの処置 ・首輪等の実費一部負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・ねこ登録申請書 ・ねこ登録抹消届出書 	人口 約180人 ねこ引取り 0頭
小笠原村 (東京都)	小笠原村飼いネコ適正飼養条例 平成10年12月21日 (平成21年12月15日改正)	動物愛護精神に基づき、飼いネコの適正飼養について必要な事項を定める事により、小笠原村の環境衛生の保持並びに自然環境の保全を目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養の登録 ・飼いネコの適正飼養 ・飼いネコの繁殖制限 ・適正飼養の推進 ・指導及び勧告 ・氏名の公表 ・首輪及びペンダントの装着 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用登録申請書 ・飼養登録証 ・再交付申請書 	人口 2,417人 ねこ引取り 0頭
相模原市 (神奈川県)	相模原市犬及びねこ等の引取り業務要綱	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び相模原市動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年相模原市条例第64号)の趣旨に基づき、犬、ねこ等の引取り業務を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・終生飼養等の啓発 ・引取り申請 ・安易な引取り申請防止の指導 ・動物取扱業者への対応 		人口 71.2万人 ねこ引取り 128匹
大磯町 (神奈川県)	大磯町猫の保護及び管理に関する指導要綱 昭和63年5月23日	猫の適正な飼養と保護及び管理に関する事項を定めて動物愛護精神の高揚を図るとともに、猫による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の遵守義務 ・飼養者への指導 ・繁殖の制限 ・猫の引取り ・猫の死体収容 ・猫の登録 ・野猫等の保護 ・猫の実態調査 	猫登録申請書	人口 32,776人 (H22.4.1)

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (21年度)
厚木市 (神奈川県)	厚木市猫の適正飼養及び管理に関するガイドライン 平成22年4月1日施行	動物の愛護及び管理に関する法律及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、猫の適正な飼養に関し必要な事項を定め、動物愛護の精神の高揚並びに猫による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。			厚木市猫の保護及び管理に関する指導要綱(昭和57年4月1日施行)に代わり、ガイドラインを施行
綾瀬市 (神奈川県)	綾瀬市猫避妊及び去勢手術費補助金交付要綱 平成10年7月1日	猫を飼養している者(営業のために飼養されている猫を除く。)に対し、猫の避妊又は去勢手術を行うことにより、捨て猫の増加及びこれに伴う苦情、被害等を防止することを目的とし、費用の一部を補助する	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 ・手術実施者 ・補助対象期間、頭数 ・申請方法 ・決定通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・猫避妊及び去勢手術費補助金交付申請書 ・猫避妊及び去勢手術費補助決定通知書 	人口 (制定時点) 8.3万人
浜松市 (静岡県)	猫の適正飼育推進事業事務取扱要領 平成18年4月1日	飼主不明猫の増加を防止するため実施する猫の適正飼育推進事業の事務取り扱いについて必要な事項を定める。 猫の適正飼育推進事業(猫の正しい飼い方の普及啓発、飼主不明猫をなくす運動)	<ul style="list-style-type: none"> ・指導及び助言 ・繁殖の制限 ・ねこの実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・猫の適正飼育推進 ・地域指定申込書 ・事業実施計画書 ・事業実施報告書 	人口 ねこ引取り うち引取り (制定時点) 約80万人 972匹 1,488匹
三島市 (静岡県)	三島市猫の保護及び管理指導要綱 平成10年4月1日	この要綱は、猫の所有者又は占有者(以下「飼い主」という。)に対し、猫の適正な保護及び管理の指導を行うことにより、猫の健康及び安全を保全するとともに、猫が人に迷惑を及ぼすことのないよう必要な事項を定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・猫の適正な飼育及び管理 ・猫の登録 ・繁殖制限 ・捨て猫の禁止 ・猫の死体の発見者の通報措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書 ・登録抹消届書 ・登録事項変更届 	人口 登録頭数 11万1千人 4,369頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (21年度)
清水町 (静岡県)	清水町猫の愛護及び管理に関する指導要綱 平成16年4月1日	この要綱は、猫の所有者又は占有者(以下「飼い主」という。)に対し、猫の愛護及び管理の指導を行うことにより、猫が周辺の環境を害することがないように必要な事項を定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・登録 ・適正飼養 ・繁殖制限 ・捨て猫禁止 ・適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録 ・登録抹消 ・変更届 	人口 登録頭数 3.2万人 392頭
焼津市 (静岡県)	焼津市猫の愛護管理指導要綱 昭和62年8月1日 (改正平成20年11月1日)	動物の保護及び管理の関する法律に定めるもののほか、猫の飼養者にたいする猫の愛護及び管理の指導に関し、必要事項を定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導及び助言 ・指導員 ・猫の登録 ・飼い主の遵守事項 ・野良猫による被害の防止 ・飼養不能猫の処置 	<ul style="list-style-type: none"> ・猫登録申請書 ・猫登録抹消届 	人口 登録頭数 約14.3万人 7,642匹
藤枝市 (静岡県)	藤枝市ねこの保護管理指導要綱 昭和57年6月1日 (改正昭和62年7月1日)	猫を飼養する所有者又は占有者はねこを適正に保護管理し、ねこの健康及び安全を保持するように努めるとともに、ねこが人に迷惑を及ぼすことのないよう飼養し生活環境の保全に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ねこの登録 ・繁殖の制限 ・捨てねこの禁止 ・ねこの死体収容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ねこの登録申請書 ・ねこの登録抹消届 	人口 登録頭数 約14.5万人 8,202頭
島田市 (静岡県)	ねこの保護管理指導要綱 平成17年5月5日	ねこの飼育者は、ねこを適正に保護管理することにより、ねこの健康及び安全を保持し、ねこが人に迷惑を及ぼすことのないよう飼育するとともに、生活環境の保全に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ねこの登録 (登録番号を付した首鑑) ・飼育の表示 ・繁殖の制限 ・捨てねこの禁止 ・ねこの死体収容 ・指導 ・ねこの実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い猫登録申請書 ・飼い猫登録台帳 	人口 登録頭数 約10.3万人 6,220頭
川根本町 (静岡県)	川根本町ねこの保護管理指導要綱 平成17年9月20日	ねこの飼育者は、ねこを適正に保護管理することにより、ねこの健康及び安全を保持し、ねこが人に迷惑を及ぼすことのないよう飼育するとともに、生活環境の保全に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の遵守義務 ・指導及び助言 ・繁殖の制限 ・捨て猫の禁止 ・飼養の表示 ・ねこの実態調査 ・ねこの死体収容 		人口 8,501人(住民基本台帳人口)
菊川市 (静岡県)	菊川市猫の保護管理指導要綱 平成17年1月17日	猫の飼養をする所有者又は占有者が、猫を適正に保護管理し、猫の健康及び安全を保持するように努めるため、必要な事項を定めるものとする	<ul style="list-style-type: none"> ・猫の登録 ・猫の登録抹消 ・繁殖の制限 ・猫の捕獲 ・飼養が困難となった猫の引取り ・猫の死体の収容 	<ul style="list-style-type: none"> ・猫の登録申請書 ・猫の登録抹消届 	人口 ねこ引取り 約4.9万人 118匹
名古屋市 (愛知県)	名古屋市犬及び猫の避妊又は去勢手術の補助に関する要綱 平成5年4月1日	犬又は猫の所有者等に対して犬及び猫の避妊又は去勢手術に要する費用の一部を補助することにより、犬及び猫の不必要な繁殖並びに周困に対する危害又は迷惑の未然防止を図るとともに、動物愛護及び管理の普及に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖の制限 	その他	人口 猫の補助総額 猫の補助頭数 約225万人 約540万円 3,309頭

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (21年度)
岩倉市 (愛知県)	<p>岩倉市地域ねこ支援活動事業要綱 平成22年4月1日</p> <p>岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術補助金交付要綱 平成22年4月1日</p>	<p>岩倉市内に生息する飼い主のいないねこ(以下「地域ねこ」という)の不必要な繁殖及び周囲に対する迷惑の未然防止を図るため、岩倉市と岩倉猫の会が、人と地域ねこが共生しながら、市民の快適な生活環境の確保を協同して推進する事項に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>岩倉市内に生息する飼い主のいないねこ(以下「地域ねこ」という)の不必要な繁殖、周囲に対する迷惑防止及び人と地域ねこが共生しながら市民の快適な生活環境の確保を図るため、地域ねこの避妊・去勢手術に要する費用の一部を補助する岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>・清掃事業 ・避妊・去勢手術事業 ・ねこトラブル相談事業 ・飼主啓発事業 ・ねこの里親募集</p> <p>・繁殖の制限</p>	<p>・岩倉市地域ねこ支援活動事業報告書</p> <p>・岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術補助金交付申請書 ・岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術報告書 ・岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術補助金交付決定通知書 ・岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術補助金請求書</p>	<p>人口 約5万人</p>
池田市 (大阪府)	<p>池田市環境保全条例 昭和53年7月1日 池田市環境保全条例施行規則 昭和53年8月1日</p>	<p>すべて市民は、健康で安全にして快適な生活を営み得る良好な環境を享受する権利を有し、相互にこれを尊重する。</p>	<p>・飼養者の遵守義務 ・指導及び勧告</p>		
枚方市 (大阪府)	<p>枚方市住み良い環境に関する条例 昭和49年1月4日 (平成17年6月27日)</p>	<p>枚方市環境基本条例(平成10年枚方市条例第1号)の本旨にかんがみ、環境の保全と創造に関して他の法令又は条例の定めるもののほか、必要な事項を定め、すべての市民が住み良い良好な環境を確保することを目的とする。</p>	<p>(飼い犬等の飼育) 第40条 他の条例に特に定めのあるもののほか、飼い犬、飼い猫その他の愛がん動物(以下「他の条例に特に定めのあるもののほか、飼い犬等」という。)の飼育者は、その他の条例に特に定めのあるもののほか、飼い犬等の性質、形状等に応じ、悪臭の発散の防止、病虫害の発生の予防等の衛生管理及び人に危害を加えないような管理をすることによつて他人に迷惑をかけないようにし、ふん尿については、飼育者の責任において処理しなければならない。 2 飼い犬等の飼育者は、その飼育を行わなくなった場合は、飼い犬については大阪府枚方保健所に連絡の上その指示に従つて処理し、その他の愛がん動物については飼育者の責任において適切に措置しなければならない。 3 飼い犬等の飼育者は、飼い犬等が死亡した場合は、飼育者の責任で適切に措置しなければならない。</p> <p>(平10条例2・追加、平14条例2・一部改正) (勧告及び命令) 第41条 市長は、飼い犬等の飼育により、近隣の環境を著しく害し、又は害するおそれがあると認めるときは、飼い犬等の飼育者に対し、その飼育方法の改善その他必要な措置を採ることを勧告し、又は命ずることができる。</p>		

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (21年度)
茨木市 (大阪府)	茨木市生活環境の保全に関する条例 平成21年4月1日	生活環境の保全のため、公害等の原因となる行為に関して必要な規制や必要な措置を定めることにより、良好な生活環境の保全を図り、環境への負荷を低減して、現在及び将来の市民の健康と安全を確保することを目的とする。	・愛玩動物の管理 ・飼養者不明動物への給餌防止		
羽曳野市 (大阪府)	羽曳野市環境美化条例 平成13年12月21日	現在及び将来にわたって市民が健康で安全にして快適な生活を営む為	第55条 犬、猫その他の愛がん動物の飼育者は、愛情を持って管理し、当該愛がん動物が住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適切に管理しなければならない。 2 愛がん動物の飼育者は、その飼育を行わなくなったとき又は愛がん動物が死亡したときは、みだりに捨てることなく、飼育者の責任において適切に措置しなければならない。 第56条 市長は、愛がん動物の飼育者が前条に規定する愛がん動物の管理を怠ることにより、周辺的生活環境を損なっていると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。		
豊能町 (大阪府)	豊能町環境保全条例 平成11年3月31日	豊かな環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、豊かな環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。	第10節 愛がん動物の管理(愛がん動物の管理) 第52条 愛がん動物の飼育者は、近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう、適正に管理しなければならない。		
太子町 (大阪府)	美しいまちづくり条例 平成20年4月1日	空き缶、吸い殻の散乱及び粗大ごみの不法投棄の防止並びに愛護動物の管理等について必要な事項を定めることにより、町民が良好な環境の中で快適な生活を営めるよう清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	愛護動物の飼い主の責務として飼い主は、愛護動物が近隣住民に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないよう適切に管理し、愛護動物を飼養場所以外の場所へ移動するときは、ふんを回収するための用具等を携帯するなどして、これを適切に処理しなければならない。又、やむを得ず愛護動物を継続して飼養することができなくなった場合及び愛護動物が死亡したときは、関係法令の規定に基づいて、適切に措置しなければならない。		

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (21年度)
河南町 (大阪府)	河南町国民保護計画 平成19年2月	町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。	動物の保護等に関する配慮		
西宮市 (兵庫県)	・西宮市所有者のいないねこ対策活動員設置要綱 ・西宮市所有者のいないねこ不妊手術助成金交付要綱	市内に生息する所有者のいないねこに対し、繁殖の抑制とその後のねこの世話をを行う活動員を設置することにより、所有者のいないねこの数を抑制し、市民の良好な生活環境を保全するとともに、動物愛護の意識高揚を図ることを目的とする。	・所有者のいないねこ対策活動員が、所有者のいない市内に生息する生後6ヵ月以上の雌ねこに対して避妊手術をした場合、費用の一部を助成(1匹につき5000円)。ただし、地域での合意が必要。	・活動員申請書 ・助成金交付申請書 ・活動合意書 ・交付決定通知書 ・不交付決定通知書 ・変更交付申請書 ・変更交付決定通知書 ・不妊手術実施報告書 ・請求書	人口 ねこ引取り 約48万人 310匹
尼崎市 (兵庫県)	尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱 平成19年7月1日	地域住民、活動ボランティア及び行政が協働で野良猫の不妊手術とその後の世話をを行うことにより、野良猫による被害を減らし、地域環境の改善とコミュニティーの活性化を図ることを目的とする。	野良猫の不妊手術に係る助成金の交付手続き等		人口 ねこ引取り 約46万人 577匹
芦屋市 (兵庫県)	芦屋市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成金交付要綱	市内に生息する所有者及び飼い主が不明の猫に獣医師による去勢手術又は獣医師による不妊手術を受けさせる活動を行っている団体に対し助成金を交付することにより、飼い主のいない猫の増加を抑制するとともに、市民の清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	去勢・不妊手術に係る経費等に対し助成金を交付する。 ・去勢手術 一匹8000円以内 ・不妊手術 一匹15000円以内 飼い主のいない猫の捕獲に要する経費 捕獲器、餌代及び燃料費等の実費	・助成金交付申請書 ・助成金交付決定通知書 助成金交付請求書 ・実績報告書	人口 ねこ引取り 約9.3万人 17匹
紀の川市 (和歌山県)	紀の川市環境保全条例 平成17年11月7日	この条例は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境を保全する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画に推進し、もっと市民の良好な環境を保全することを目的とする。	・飼い犬等(飼い猫)の適正な管理及び飼育(第21条) ・飼い主の遵守事項(第22条)		
山口市 (山口県)	山口市の生活環境の保全に関する条例 平成17年10月1日	山口市環境基本条例に掲げる基本理念にのっとり、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与すること。	・屋内飼育を基本とし、屋内飼育によらない場合にあつては、自ら飼養していることを明らかにするための措置を講じさせる。 ・飼養する猫のふんにより、公共の場所又は他人が所有若しくは占有する土地、建物若しくは工作物を汚さない。	・猫の飼養に関する措置勧告書 ・猫の飼養に関する措置命令書	

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (21年度)
福津市 (福岡県)	福津市人と犬・ねこの共生に関する条例 平成17年1月24日	人と犬・ねこのより良い共生社会の形成に関し、必要な事項を定め、市、市民、飼主等の三者が協力し合うことによって、犬・ねこの健康と安全の確保並びに犬・ねこによる人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする	<ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民の責務 ・飼主の責務 ・ねこの飼養 ・改善命令 	人と犬・ねこの共生に関する勧告書	
みやこ町 (福岡県)	みやこ町人と犬・ねこの共生に関する条例 平成18年3月20日	人と犬・ねこのより良い共生社会の形成に関し、必要な事項を定め、町、町民、飼い主の三者が協力し合うことによって、犬・ねこの健康と安全の確保及び犬・ねこによる人の生命、身体、財産に対する侵害の防止並びに町民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の遵守努力 ・飼養することができなくなった場合、新たな飼い主等を見つめるよう努力 	<ul style="list-style-type: none"> ・人と犬・ねこの共生に関する是正勧告書 ・是正命令書 	
長崎県	該当要綱等無し ※(対馬市において、「対馬市ネコ適正飼養条例」平成22年3月29日公布(平成22年7月1日施行)				
竹富町 (沖縄県)	竹富町ねこ飼養条例 平成13年3月26日施行 (平成20年6月19日改正)	この条例は、動物愛護の精神に基づき、ねこの適正な飼養及び保管に関する事項を定めることにより、ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、ねこが町民に迷惑を及ぼし、又は絶滅のおそれのあるイリオモテヤマネコに害を加えることを防止し、もって竹富町(以下「町」という。)の生活環境の保全及び生物多様性の確保に資することを目的とする。	町の責務、町民の責務、飼い主の責務、飼い主の遵守事項、登録、登録料、登録の変更、登録の抹消、所有明示、屋内飼養、汚物の適正処理、繁殖の制限、飼養頭数の制限、遺棄の禁止、飼養が継続困難となった場合の対処、飼いねこ以外への給餌等の禁止、個体識別措置、特定感染症に係る検査、持ち込みの制限、予防接種、繁殖制限措置の実施、多頭飼養の禁止、譲渡のあっせん、保護収容及び譲渡、事務の委託、費用の負担、報告及び調査、指導・勧告及び命令、過料	<ul style="list-style-type: none"> ・ねこ飼養申請書 ・ねこ飼養登録証 ・ねこ飼養検査証明書 ・再交付申請書 ・飼養表示票 ・譲受誓約書 	人口 4,116人 登録頭数 376頭 引取り頭数 該当無し
国頭村 (沖縄県)	国頭村ネコの愛護及び管理に関する条例 平成17年4月1日施行	この条例は、飼いネコの適正な飼養等に関する事項を定めて、動物愛護の意識を高めるとともに、国頭村の環境保持及び自然環境の保全を図ることを目的とする。	飼養者の遵守義務、指導及び助言、ネコの登録、飼養の表示、繁殖の制限、捨てネコの禁止、飼養不能・不用ネコの引取り、捕獲、抑留後の公示、マイクロチップによる個体識別処置の義務、飼いネコ以外の餌やりの禁止、放し飼いの制限、違反者の氏名公表	<ul style="list-style-type: none"> ・飼いネコ登録申請書 ・愛ネコ登録証 ・ネコ登録抹消届 ・飼養登録の変更及び再交付申請書 	人口 5,451人 登録頭数 95頭 引取り頭数 該当無し

都道府県・市区町村名	保護管理要綱等の名称 施行年月日 (改正年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (21年度)
大宜味村 (沖縄県)	大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例 平成17年4月1日施行	この条例は、飼いネコの適正な飼養等に関する事項を定めて、動物愛護の意識を高めるとともに、大宜味村の環境保持及び自然環境の保全を図ることを目的とする。	飼養者の遵守義務、指導及び助言、ネコの登録、飼養の表示、繁殖の制限、捨てネコの禁止、飼養不能・不用ネコの引取り、捕獲、抑留後の公示、マイクロチップによる個体識別処置の義務、飼いネコ以外の餌やりの禁止、放し飼いの制限、違反者の氏名公表	・飼いネコ登録申請書 ・愛ネコ登録証 ・ネコ登録抹消届 ・飼養登録の変更及び再交付申請書	人口 約0.3万人 登録頭数 0頭 引取り頭数 0頭
東村 (沖縄県)	東村ネコの愛護及び管理に関する条例 平成17年4月1日施行	この条例は、飼いネコの適正な飼養等に関する事項を定めて、動物愛護の意識を高めるとともに、東村の環境保持及び自然環境の保全を図ることを目的とする。	飼養者の遵守義務、指導及び助言、ネコの登録、飼養の表示、繁殖の制限、捨てネコの禁止、飼養不能・不用ネコの引取り、捕獲、抑留後の公示、マイクロチップによる個体識別処置の義務、飼いネコ以外の餌やりの禁止、放し飼いの制限、違反者の氏名公表	・飼いネコ登録申請書 ・愛ネコ登録証 ・ネコ登録抹消届 ・飼養登録の変更及び再交付申請書	人口 約0.2万人 登録頭数 22匹 引取り頭数 0匹